

文化芸術振興基本計画審議経過に関する意見（案）

公益社団法人 全国公立文化施設協会

1 基本計画策定にあたっての総論的な意見

◆ 基本計画の性格・位置づけ

○ 審議経過からは、これまで4次にわたり策定してきた基本的な方針と比較して、基本計画はどのような点で違いがあり、文化政策の展開にどのような効果があるのかについて十分に理解できない点があり、より実効性のある基本計画とするために以下を提案します。

- ・基本計画が基本的方針と区別される点は、計画とすることによってより具体性と実効性があるということではないかと考えます。そのため、計画である以上、本来なら基本理念を掲げ、現状分析や課題抽出を行い、その上で将来像と具体的な目標を示し、それらを実現・解決するための施策とプロセスを具体的に提示し、必要な財政面の考え方も併せて明示する必要があります。
- ・審議経過で示された内容を拝見する限り、現状や課題の分析と国が行う施策についての工程表や財政計画等が必ずしも明確には示されていないように思います。
- ・「現状と課題分析」、「財政措置」等の記述についてご検討をお願いします。

◆ 言葉の定義

○ 文化芸術の用語についてあいまいな点があり、「文化芸術」の定義を明確にすることを提案します。

・国においてはこれまでも「文化芸術」の用語が使用されて一定程度定着している印象はありますが、依然としてあいまいなままです。基本計画を策定するにあたって、文化と芸術の本来の意味と文化芸術の定義をしておく必要があるのではないかと考えます。単純に文化芸術を文化と芸術という意味で使用しているのであれば、「文化・芸術」という表記をするか、冒頭できちんと定義すべきと考えます。また、文化・芸術の各分野の網羅的な整理をあわせて行う必要もあるのではないかと思います。（例えば文学・言語芸術の分野では短歌や俳句、建築の分野なども該当するのではないかと考えます。）

◆ 「文化（芸術）立国」

○ 第3次、第4次基本的な方針では「文化立国」、「文化芸術立国」という用語を大きな目標として掲げてありましたが、基本計画においても、掲げるべきと考えます。

・これまでにまして「文化で稼ぐ」という考え方が強調されている今回の基本計画において、この言葉は一層重要な意味をもつのではないかと考えます。

2 劇場・音楽堂等に関連した公文協の総括的な意見

- ◆ 公立の劇場、音楽堂等は、地域の文化振興を目的に全国に2,000館を越えて設置され、2012年制定の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」とその指針では公共財と位置づけられました。継続的な支援もあり、企画創作や国際交流、社会包摂など多様な事業展開が進み、濃淡はあるものの全体的に活性化が図られ、地域の重要な文化的インフラとなっています。しかしながら、地方自治体の財政難や指定管理者制度の

弊害により、文化政策に沿った長期的な運営やそれを支える専門的人材の育成と確保が損なわれるなど、経年劣化等による大規模改修等への対応も含め、共通の諸課題を抱えています。

公益社団法人全国公立文化施設協会は、全国の公立の劇場、音楽堂等が加盟する唯一の公益法人組織として、地域の文化拠点として劇場、音楽堂等の更なる活性化を図り、文化芸術立国実現の一翼を担えるように、この諸課題の解決に向けて以下の提言を行います。

○ 地方文化芸術推進基本計画推進による地域の劇場、音楽堂等の再定義

地方自治体に地方文化芸術推進基本計画の策定を積極的に推進し、改めて地域の文化政策のなかに劇場、音楽堂等を位置づけ直し、その使命と役割を再定義します。先導的なモデルとなる基本計画やモデル指標等を示すとともに、文化庁の国際文化芸術発信拠点事業等の選考要項等を用いて策定を奨励します。

- ・指標：地方文化芸術推進基本計画の策定数

○ 各戦略推進に向けた劇場・音楽堂等機能強化推進事業の改革

芸術文化振興基金への移管を期に、芸術文化振興基金のあり方や機構についても一定の見直しと体制の整備を併せて行い、劇場、音楽堂等専属のPO/PDによる査定により、従来の枠組みである事業毎、自己負担補填、単年度等を大きく見直すイノベーションな改革を求めます。

- ・指標：企画創作公演事業数、国際交流事公演業数、ネットワーク公演事業数等

○ 劇場、音楽堂等の雇用環境改善による専門的人材の安定的な確保

劇場・音楽堂等機能強化推進事業等、文化庁の具体的な個々の事業選考要件において、雇用環境の配点化を盛り込むことにより環境改善を促します。また、前記の地方文化芸術推進基本計画の基本計画モデルや指標等にて、計画的な育成策と安定的、継続的な確保を求めています。

- ・指標：専門的人材の配置割合

○ 地域プラットフォームの形成に向けた劇場、音楽堂等の活用

各地方（全国7地域）単位または都道府県単位で、中核となりうる劇場、音楽堂等施設を地域プラットフォームの拠点として活用し、基盤の脆弱なところも多い文化芸術団体やNPO・NGO、中間支援組織等のネットワークのハブとします。そのために圏域のネットワーク形成を担う包括的なマネジメントの専門的人材の新たな配置を提案します。

- ・指標：地域プラットフォームの形成数（全国会議等への参加数）

○ 劇場・音楽堂等への施設改修支援と財政措置

改修支援アドバイザー制度の設置や改修モデル計画の策定により、地域の文化政策等を踏まえたダウンサイジング等、費用の軽減を図ることが可能となります。

総務省の公共施設最適化事業債等や地域活性化事業等の様な交付税措置のある地方債等も含めた財源の工夫を図り、安定的、継続的に維持管理されることを求めます。

- ・指標：大規模改修計画策定数・実施館数

3 劇場・音楽堂等関係者から提出された意見（締切後、寄せられたご意見も含む）

No	ページ	設問1 項目	ご意見
1	2	等我が国の文化芸術政策を取り巻く状況	<p>「1. 文化芸術の価値等」に文化芸術基本法から引用した文章に重要な部分が抜けている。同法の前文は冒頭に「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。」とあるがこの箇所が欠落している。</p> <p>ホールやギャラリーなどを運営する私たちにとって誠に勇気を与えてくれる文から始まること、つまり文化・芸術によって「生きる喜びを見出す」ことの価値を説いたのは近藤文化庁長官（当時）であった。</p> <p>文化施設という現場で日々働く私たちにとって最も大切な内容が「文化芸術の価値等」からすると抜け落ちていてよろしいかどうかよく精査願いたい。</p> <p>上記を踏まえ基本計画(資料2-1)に記載されている目標や戦略に文化・芸術により「生きる喜びを見出す」ことの価値をどのように組み入れることが出来るかご検討を願いたい。</p>
2	5	2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化	<p>首都圏や大都市圏に比し、地方圏では文化芸術を創造する力やそのリソースにおいて大きな遅れを取っており、また、文化芸術を享受する機会も減少している、ことを現状認識として記載すべきである。</p>
3	12	目標1について	<p>P12の目標1「文化芸術に効果的な（中略）形成に貢献し、『創造的で』活力ある社会が形成されている」の『』内の文言が、P12のみ抜けている。（P14の詳細説明の中には記載あり）</p>
4	14	イノベーションについて	<p>今回の計画案では、イノベーションと多様性という用語が多く用いられており、重要な用語の一つであると感じております。</p> <p>特に目標1の説明や、戦略1で「イノベーションの実現」を掲げておりますが、「イノベーション」を「技術革新」など、社会をこれまでより大きく変動させることと捉えたとしたら、小規模な変化はイノベーションに値しないと捉えるリスクがあります。そこで、「イノベーションの実現」についての具体的な実例があると地方自治体でも取り組みがしやすくなると思います。</p> <p>また、イノベーションの実現について具体的な達成指標があると、取り組みしやすいと考えます。イノベーションの定義について少しわかりにくく感じます。</p>
5	14	文化芸術の社会的・経済的価値の意義	<p>1つ目の〇の3行目「国家への威信付与」について、それまで「我が国」「国」という語の使用の中、こっだけ「国家」という語になっており、文言への違和感がある。</p> <p>「国家」は、統治組織、政治的共同体を意味する。</p> <p>威信（威厳と信頼）を付与する対象として、こっだけ政治的共同体を意味する単語になっているのは違和感がある。</p> <p>ここまで使用してきた「我が国」「国」や「自国」などの後の方が良い。</p>
6	15	四つの目標の2	<p>「心豊か」の具体的な意味をもっと説明刷るべきと考えます。</p> <p>障害をお持ちの方、高齢の方、様々な事情でいわゆる「格差」の中でそれでも必死に暮らしている方たちにこそ、文化芸術の持つ力は大きな働きをすると私は考えます。</p> <p>そういった点をもう少し強調できないでしょうか。</p>
7	17	目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育	<p>価値観は、家庭教育においても多様になっている。一定の経験や学習を経た後に、それぞれの個性や嗜好にしたがって価値観が多様化するの当然のことと思うが、文化に触れる経験が少ないために、文化芸術等のよさを知らずに大人になることは、生活の潤いや人生の豊かさという点からも大きな損失と思われる。</p> <p>学校教育で行うことは多いとは思いますが、潜在能力を引き出すという点からも、学校教育の中で教科指導とは別に学校行事等で文化芸術活動に親しむ時間の設定と、資金の援助をすることが望ましいと考える。</p>

No	ページ	設問1 項目	ご意見
8	18	文化芸術の創造・発展・承継と教育	<p>劇場・音楽堂等の役割として地域の文化拠点であると同時に、教育機関・福祉機関・医療機関等との連携・協力を掲げているが、文化芸術の効果・効能に関するエビデンスの収集、事業資金の捻出、専門的人材の確保等、実現に向けたハードルが高く、また評価方法も確立されていない。</p> <p>正しい指定管理者制度の活用や評価制度の確立、国や独立行政法人による地方公共団体や地域の劇場音楽堂等の連携や支援について記載があるとさらによいと思う。</p> <p>・課題や意見にも掲げられているように、現在の劇場・音楽堂等では、文化芸術をマネジメントする専門的人材が不足している。その背景には、指定管理者制度が大きく関わっている。</p> <p>指定管理者制度のコストのみに捕らわれることなく、雇用のあり方、人材の養成等も含め、総合的に正しい活用を行うよう、要請していただきたい。</p> <p>・国の示す文化芸術振興の理念として示されているが、地方の劇場音楽堂等では、これらの理念の実現に向けた取り組みにたどり着くのは、人材の問題、資金の問題で困難であり、地域間格差を埋めるため支援制度の拡充を図るよう要請していただきたい。</p>
9	18	日本語教育の場	<p>日本語教育の充実にあたっては、現状として、日本語を教える場所が既存の施設では飽和状態に近くなっているところもあるため、新たに使える施設について、自治体に協力をいただけるようハード面も含めて検討していただきたい。</p>
10	18	戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成	<p>戦略6についての目標</p> <p>○ 劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点である。</p> <p>また、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。さらに、劇場・音楽堂等は、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。</p>
11	20	戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	<p>戦略5についての目標（文化芸術を支える専門的人材）</p> <p>○ 文化芸術は、芸術家等のみならず、・・・劇場・音楽堂等の各種専門職員等、多様で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。・・・</p>
12	20	今後の文化芸術政策の目指すべき姿	<p>全国の比較的小さな自治体にある劇場・音楽堂の中には、舞台芸術を提供するホールでの技術専門員を必要としています。今回の基本計画を通じて、国の専門的人材の人的な支援制度が確立されるようになれば、都市だけではなく地方にも、より良質な文化芸術の提供が出来るようになるのではないかと思います。</p>
13	20	目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム	<p>地域における文化芸術の目標を明確にするため、地域における文化芸術の創造力の回復、芸術家や担い手の育成、文化施設の機能の強化を記述すべきである。</p>
14	22	六つの戦略「今後5年間の文化芸術の基本的な方向性」	<p>戦略という言葉を文化芸術分野で使うことに対して違和感がありますが、我々公共ホールを管理運営する者にとって関わってくるのは以下の「戦略5」「戦略6」になるのでしょうか。</p>
15	25	基本的な方向性の伝統的工芸品産業	<p>「伝統的工芸品産業」は文化庁文化財部伝統文化課へ「工芸」の“わざ”に注目したい。</p> <p>“わざ”は無形文化遺産で、芸能の“わざ”と同じ意味を持ち、重要無形文化財（人間国宝）の対称となる。</p> <p>「伝統芸能」の“わざ”は「工芸」と同じく「国家ブランディング」の価値があることにもっと注目してほしい。通称の“人間”に注目していて“わざ”つまり、伝統芸能の“わざ”の核心を見極めることが「国家ブランディング」につながることを忘れてはならない。</p>
16	25～27	戦略1 文化芸術に対する効果的な投資と・・・における基本的な方向性と基本的な施策	<p>これらの文章の中に舞台芸術の文言も具体的に入れてもよいと思う。</p>
17	28	戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献	<p>地域の劇場・音楽堂等を含む実演芸術の創造的な活動を、放送等により国内外へ伝える取り組みを、この項目で位置づけられたい。</p>

No	ページ	設問1 項目	ご意見
18	28～30	戦略2 国際文化交流・協力の推進・・・における基本的方向性と基本的な施策	これらの文章の中に舞台芸術の文言も具体的に入れてもよいと思う。
19	34	戦略4 文化芸術の創造・発展・継承・・・における基本的方向性	○の5番目で美術分野ではとあるが、施設的に劇場・音楽堂等も充実を図るべき施設であると思う。 (分野的に検討してきたことから思う) ※基本的な施策には劇場・音楽堂の活性化として扱われている。 ○の6番目で暮らし文化が舞台芸術や美術、文化財などとも互いに密接に関わりあっているなどがあるが、係りについて具体例が示されるとよいと思う。
20	34	戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	本質的価値に関わる戦略4については、劇場、音楽堂等の機能がダイレクトに発揮できる項目であります。施策には記載されておりますが、(1)基本的な方向性にも劇場、音楽堂等の活性化について記載いただけると全国2,000を超える劇場、音楽堂等職員のモチベーションの向上にもつながるかと考えます(1)に美術館・博物館・図書館の充実の記載はあります。
21	35	【戦略4】(P35)	今後、豊かな伝統や文化の継承、後継者の育成が最大の課題としてとらえていますので、今回の基本計画で具体的な方策を挙げて対策を進めていただきたい。
22	35	戦略5 多様で高いスキルを有する・・・における基本的方向性	○の1番目または4番目において劇場・音楽堂等の文化施設の運営を担う人材が特に地方都市で不足している現状に触れてもよいと思う。
23	37	戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 (1)基本的な方向性	方向性の一つとして、地方公共団体における文化行政を担う人材の育成や体制の充実が上げられているが、地方公共団体の文化事業の多くは、劇場・音楽堂等や美術館・博物館などの現場の職員が企画・立案しているのが現状である。 そして、それらの施設の多くで指定管理者制度が導入され、公募の場合、概ね4～5年の指定期間満了の都度、管理者が変わる恐れがあることから持続的な人材育成が困難であるということを確認していただきたい。(これは指定管理者制度の大きな弊害である。) 地方での文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実のためには、劇場・音楽堂等のような文化行政の最前線の現場にこそ専門的人材が配置され、育成できる体制が整っているということが重要ではないかと考える。 指定管理者制度(公募)が導入されている施設では、持続的な専門的人材の確保・育成が困難である現状を踏まえ、『指定管理制度と専門的人材の育成』について、是非言及していただきたい。 また、方向性の最初にある、「専門的人材(文化施設・文化芸術団体の経営者、アートマネジメント人材、マーケティング人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館博物館における学芸員・各種専門職員等)を確保」は、国の施策として推進することを言っているとされるが、ここに掲げられている専門的人材のうち、国家資格として客観的に資格の有無がわかるのは『学芸員』のみである。 (学芸員以外の専門職員については、定義が曖昧である。) 中長期的には、舞台技術者・技能者等についても、学芸員同様、資格認定試験等による国家資格化を是非検討していただきたいが、少なくとも専門的人材の確保を方向性として示す以上、何を持って専門的人材とするのか定義(資格要件等)を示していただきたい。
24	38	戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 (2)今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策	劇場・音楽堂等の役割について、地域の文化拠点のほか、社会包摂の機能や国際文化交流の機能、さらには、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場としての役割など重要な役割があることが列記されている(P18参照)。 このように劇場・音楽堂等には重要な役割があるとされている一方で、実際にその施設の運営を担う専門的人材の育成に関しては、今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策に直接触れた項目がない。 (施策中「マネジメント人材、技術者等の多様な人材の確保」が劇場・音楽堂等を含めた施策なのか分からないが、美術館・博物館は項目の中に名前が上がっているため、劇場・音楽堂等についても、項目として名前を上げて言及していただきたい。) 例えば「劇場音楽堂等の専門的人材(アートマネジメント人材、マーケティング人材、企画制作者、舞台技術者・技能者等)の養成・研修」を項目として加えていただきたい。
25	39	戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成	プラットフォームとは別に、美術館・博物館とともに劇場・音楽堂等を地域の文化芸術を推進するための中核施設として位置づけられたい。

No	ページ	設問1 項目	ご意見
26	39	戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成	<p>○関係機関等の中でも、文化芸術団体や文化施設等の職員は文化芸術の発展に積極的な役割を果たすことが求められており、これらが特に自立して継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を強化することを目指す。</p> <p>→マネジメント力を強化という内容であれば、戦略5の専門的人材の育成・確保に該当するのではないかと考えます。</p>
27	39	戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成	<p>地域のプラットフォームの形成において、指定管理者は、音楽ホール・劇場など公共の文化施設の管理・運営の担い手として、重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、中長期的な視点と実践を制約する短い指定管理期間、経費節減を主たる目標としがちな運営方針と指定管理者の選定、質的な評価より量的な側面が重視される業績の評価、及び財政支援の不十分さなどの課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、次のとおり意見を提出する。</p> <p>1. 指定管理期間</p> <p>地域の文化・芸術のためのプラットフォーム形成の重要なプレイヤーである指定管理者の文化施設の指定管理期間は、現在、5年間で最も多い。</p> <p>指定管理者は、公演、アウトリーチ、人材養成、地域社会、団体、住民とのネットワークの形成など、その活動には10年以上の中長期的な期間が必要である。現在の指定管理期間期間は短すぎるので、10年以上が望ましいことを明言すべきである。</p> <p>2. 目標設定と業績の評価</p> <p>目標は、中長期的な視点に基づき、質的な側面と量的な側面を兼ね備えるものを設定すべきことを明言すべきである。</p> <p>業績評価については、目標に即して質的な側面と量的な側面を適切に分析し、評価すべきことを明言すべきである。</p> <p>3. 財政的な裏付け</p> <p>地方財政が困難な状況の下で、指定管理者制度は、経費削減の手段となることがないように、適切な財政支援が不可欠であることを明言すべきである。</p>
28	42 及び 別紙 52	文化芸術推進基本計画にかかる評価・検証サイクルの擁立	<p>平成28年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、劇場・音楽堂等も障害者対応について考える必要がある。</p> <p>別紙に記載のとおり、今後、「芸術活動の参加率」の指標の開発を検討する際に、劇場・音楽堂等の高齢者及び障害者への対応として、バリアフリー化対応率等、施設についての指標を出すことも併せて検討してほしい。</p>
29	45	考資料P45 (3)文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進	<p>参考資料P45</p> <p>(3)文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進</p> <p>その具体的施策として</p> <p>ア) 国及び地方公共団体は、幼児期を含む子供の頃からの舞台芸術の鑑賞・体験等の機会が、豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で果があることから、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な舞台芸術を鑑賞・体験する取組を推進する。</p> <p>地域においての子どもたちの舞台芸術鑑賞の場の多くはその地域の公共文化施設であり、そこはまた自らの文化芸術（合唱・音楽・演劇等）を発表する場でもあります。</p> <p>そこで体験したことから音楽、演劇などの文化芸術に携わる者も少なくありません。</p> <p>義務教育における芸術鑑賞教室は意義あることと認識しています。</p> <p>その延長において義務教育を終えても地域での舞台芸術鑑賞の場、発表の場はその地域の公共文化施設です。</p> <p>劇場法検討の初期段階では「創る劇場」「観る劇場」「地域に密着した文化・交流施設」の3層構造が議論されていましたが、「地域に密着した文化・交流施設」には「創る劇場」「観る劇場」をも内在させる必要があります。</p> <p>オ 国は、稽古場・情報提供・交流機能を備えた舞台芸術支援施設（アートセンター）の全国各地域への設置を検討する</p> <p>舞台芸術支援施設は公共文化施設内に設置するべきだと考えます。</p> <p>新しく施設を作ることなく公共文化施設内に併設されることが望ましいと思います。</p>

No	ページ	設問1 項目	ご意見
30	47	「参考資料」(5)多用で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援(具体的施策)ア～ウ	<p>その方策として</p> <p>「参考資料」P47(5)多用で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援(具体的施策)ア～ウ</p> <p>劇場・音楽堂等の各種専門職員の技術的ハード面を教育することはそれほど難しいことではありません、大学及び専門学校でもある程度の教育はできます。各技術団体もセミナーを開き照明、音響、舞台進行等の技術向上を図っています。</p> <p>しかしそれを実際の現場で実演者とともに上演するときハードルは高くなります。各々の芸能の中身とそれに対応する技術を持ち合わせていなければならないからです。</p> <p>日本の産業にも言えることですが、日本人は外来からの文化を受け入れ独自に発展させてきました、現在の日本の芸能は世界に類を見ないほど多種多様です。</p> <p>特に古典芸能には様々なしきたり(定式)があります。それも上方と江戸では異なります。</p> <p>また、洋物のオペラ、バレエにも様々な用語があり上演方法も異なります。</p> <p>音楽でも三曲や浄瑠璃の並び方や用語、オーケストラでも編成や楽器、音楽用語等の知識が必要です。また照明、音響、舞台技術等は各々独立するものではなく、一つの芸能に対する横断的な対応が必要とされます。</p> <p>以上のことから劇場・音楽堂等の各種専門職員は単一の劇場に留まらず、多くのジャンルの劇場に於いて研鑽を積み、劇場間の人的交流を深めることが「多様で高いスキルを有する専門的人材」を育てることとなりますが5年10年ではなかなか1人前には育ちません、またそれらを育成する人材確保も重要な課題となります。</p>
31	48	参考資料P48(6)持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成	<p>その方策として</p> <p>参考資料P48</p> <p>(6)持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成</p> <p>ウ) 国は、地域の中小の様々なホールを牽引する中核的な劇場・音楽堂等への支援の充実を図るとともに、芸術団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を鑑賞する機会の地域間格差等を解消する取組に対する支援の充実を図る。</p> <p>オ 国は、稽古場・情報提供・交流機能を備えた舞台芸術支援施設(アートセンター)の全国各地域への設置を検討する。</p> <p>日本における地域文化の推進には全国に1743館ある(参考資料P40)公共文化施設を活用することが重要であると考えます。</p>
32	全体		<p>1992年の自治・運輸・通産省など「地域伝統芸能を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律、仮称おまつり法」、地域創造の地域資源活用アートマネジメント、文化庁文化普及課時代から実施してきた「まちづくり」そして文化財部を巻き込んだ文化庁の文化マネジメントのパラダイムがやっと進んでいるというイメージは支持したい。イノベーションの実現、国家ブランディングへの貢献、社会的価値という三本の矢となると具体的なものは出ていない。</p> <p>戦略Ⅰの「文化芸術に対する効果的な投資」と戦略Ⅱの「国家ブランディングへの貢献」としているか?これは文化庁の国の文化政策と地域公立の文化政策の今までの無連携が物語るように論が進んでいないと思う。国、公立連携の専門員の会議が必要である。</p>
33	全体	他分野との連携の範囲について	<p>他の省庁連携や社会的・経済的価値を高めることが求められる中で、文化芸術(舞台芸術)関係者にも他行政施策や他分野の専門的知識などがどこまで必要かつ求められることがでてくるのか憂慮している。</p>
34	全体	文化芸術の本質的価値について	<p>総体的な意見になりますが、文化芸術振興基本法の改正において、生活文化(暮らし文化)など幅広い範囲がより具体的に取り扱われことになり、これまで以上に各省庁連携強化も求められていることが強く感じられる。しかし、舞台芸術に関わる立場として受けとめると、文化芸術による社会的・経済的価値を高めることへの言及が強く、文化芸術そのものの文化芸術(舞台芸術)活動への新たな視点、本質価値を高めることの重要性等が感じられない。</p>
35	全体	地域文化資源への財源的支援について	<p>当資料館等も対象とした施設維持管理に係る財源措置について検討願いたい。</p>

No	ページ	設問1 項目	ご意見
36	全体	イノベーション・国家ブランディング等について	<p>目標1及び戦略1、戦略2で示される「イノベーションの実現」と、「国家ブランディングへの貢献」はいずれも主として大都市圏での一部の先進的な取り組みを念頭に置いた政策であり、わが国全体の文化芸術政策を方向付ける代表的な指針とすることに関しては疑問を感じる。</p> <p>これが第1の目標、そして第1、第2の戦略として取り上げられていることに対して、視点が狭隘で方向性が偏っているのではないかと言う懸念を払拭できない。</p> <p>指標項目を見ても経済規模、市場規模、販売金額、興行収入などが例示されており、これが産業振興計画なのか文化芸術振興計画なのか混乱せざるをえない。</p> <p>さらにこの目標1と戦略1にのみ、文頭に「文化芸術に（対する）効果的な投資」との文言が加えられているが、なぜここでだけ「効果的な投資」について述べられているのか理解できない。「イノベーションの実現」に効果のある文化芸術活動のみが、政策として優先的に投資される対象であるということなのであろうか。</p> <p>もちろん「イノベーション」も「ブランディング」も大事なことだが、それは一つの成果として現れるものであり、基本計画の先頭に上げられていることには違和感を覚える。</p>
37	全体	地方公共団体の役割について	<p>文化芸術基本法に記載されている、第二章にある、（地方文化芸術推進基本計画）第七条の二において、これを努力義務となっておりますが、地方であっても国と同じように、義務づけることはできないでしょうか。</p>
38	全体	地方自治体の役割について	<p>国の基本計画だとしても、実際に取組を行うのは地方自治体にゆだねる部分が大半になると考えます。そのためには、文化芸術基本法やこの基本計画に基づき、各自治体も文化芸術振興のための条例、計画、指針・方針などを持つことは必須のほうですが、肝心の基本法でも第4条には「施策を策定し、及び実施する責務（義務ではない）を有する。」、第7条の2では「計画を定めるよう務めるものとする。」となっております、つまりは「努力目標」にとどまっています。58Pの4Bに有るとおり条例や指針を持っている自治体が2割（町村を入れたらもっと少ないでしょう）のあるかどうかの現状では、結局は財政難どの理由で、文化芸術の関する地方の施策は後回しになるということではないでしょうか。</p> <p>「努力目標」=「やらなくても良い」ではせっかくの基本計画が全国に波及するのは難しいと考えます。</p> <p>たとえば、地方の文化事業に対して補助金を出すときに文化振興条例や計画を持っていることを条件にするとか、助成率で差を付けるなど、地方の文化芸術行政を動かす施策が必要と考えます。</p>
39	全体	目標について	<p>「文化芸術の創造・発展・継承と教育」が目標の3番目に取り扱われているが、このことが基本的なことと思われるので、頭のところで扱われるべきと思う。</p>
40	全体	芸術との出会い	<p>ずいぶん前のことですが私達が管理する多摩地域の文化会館で新日本フィルのコンサートがありました。指揮は小澤征爾でした。次の日は地元の中学の吹奏楽の発表会でした。</p> <p>昨日同じ指揮台に小澤征爾が立っていたことを知った中学生は眼を輝かせていました。</p> <p>世界で活躍する音楽家も最初はこの日の中学生と同じだったのでしょう。</p> <p>演劇でも千両役者と同じ板に立つということは役者としての憧れだったと聞いています。</p>
41	全体		<p>（商圏が被らないよう）離れた市町村が連携して実施する事業を支援する仕組みはあるが、最近では、広域行政圏内（近隣市町村が合同）で連携して実施する事業※が増えてきている。</p> <p>行政の枠組みを超えて近隣市町村同士が協力し、広域的に展開される事業を支援する仕組みをつくることで、圏域全体の文化振興を図れないか。</p> <p>※【愛知県内の例】知多半島春の国際音楽祭、東三河演劇フェスティバル</p>
42	全体		<p>基本的な施策は、各分野で詳細に方向性が示されていますが、今後5年間の大まかなタイムスケジュールの作成が必要になると考えられます。</p> <p>また、内容が複雑多岐にわたっていることから、国民の理解度を高めるためにはもう少しわかりやすい資料の作成が望まれます。</p>
43	全体	各地方公共団体の文化芸術振興計画	<p>文化芸術推進基本計画（第1期）に基づく施策が平成30年度から開始する計画となっておりますが、松山市をはじめとする各地方公共団体でも文化芸術振興計画の策定に向けて動いていることから、両者の今後の動向を注視する必要があると考えられます。</p>